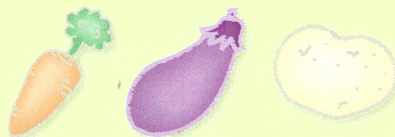


相続などによって農地の権利を取得したときは…

「農業委員会への届出」

が必要です!!



届出が必要な者

農地法の許可を要せずに次のような理由で農地の権利を取得した者

相 続

- ・遺産分割
- ・包括遺贈
- ・相続人に対する特定遺贈 等

の場合も

**法人の
合併・分割**

時 効

} 等

※権利を取得したことを知った時から、おおむね10ヵ月以内に届出することとされています。



農業委員会

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には、罰則の規定があります!

届出

農地を相続したけど、困ったなあ。

借り手の紹介や農地の管理について相談に応じます。



こんな悩みはありませんか?

農業委員会がお手伝いします

「農地を相続したけれど、管理をどうしたらよいかわからない」…

「農業をしないので農地を貸したいけど、相手が見つからない」…



「届出書」の入手、ご不明な点や詳細等につきましては、農業委員会へお問い合わせ下さい。